

「愛知の都市づくりビジョン ～都市計画の基本的方針～（案）」に対する意見及び県の考え方

No.	御意見の概要	県の考え方
1	<p>概要版P2 第2章のイメージ図では、市街化調整区域に「新たな市街地の計画的確保」とありますが、基本的には市街化区域編入をした後で新市街地形成を図るべきではないですか？</p>	<p>概要版P2 第2章のイメージ図における「新たな市街地の計画的確保」は、本編P24の基本方向①「暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換」、「主な施策等の考え方」の二つ目に記載しています。「人口や世帯数が増加傾向にある地域においては、鉄道駅や現在の市街化区域の周辺など既存ストックの活用が可能な地区を中心に、今後の需要動向に対応した新たな市街地を計画的に確保します。」という考え方を基に示しています。</p> <p>ご指摘のとおり、新市街地の形成は、基本的に市街化区域への編入を行った上で計画的に進めていくものでありますので、イメージ図では、「市街化区域への編入を基本とした新たな市街地の計画的確保」と表記しました。</p>
2	<p>本編P42 ②市街化調整区域で「整備・開発が望ましくない区域の開発を抑制し」とありますが、調整区域は原則として開発抑制すべきではないですか？ 都市計画制度上もそうだし、基本方向①で集約型都市構造への転換を目指すとしているのなら、なおさら開発抑制すべきと考えます。</p>	<p>市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域と考えています。ご指摘のありました本編P42「②市街化調整区域」の記載については、一部わかりにくい表現となっていましたので、「このゆとりと緑に満ちた市街化調整区域の特性を維持するため、無秩序な開発を抑制し、防災面や自然環境、農林漁業との調和を保ちつつ市街化調整区域における土地利用の保全を図っていきます。」に修正しました。</p> <p>なお、市街化調整区域は、農林漁業を営む方々などの大切な生活の場でもありますので、こうした方々のコミュニティの維持などに配慮していくことも重要であると考えています。</p>
3	<p>愛知の都市計画の13の課題が適確に分析され、それに基づく5つの都市づくりの基本方向がうまくまとめられています。</p> <p>特に、基本方向では①が最も重要と思われるが、本県の都市拠点が分散配置していることから、単なる集約型都市構造への転換でなく、公共交通などの交通軸により結ばれた多核連携型のネットワークの形成・充実を図ることは良い視点です。できれば、「集約型都市構造」でなく、愛知らしい都市構造のネーミングがあると良いと思います。</p> <p>また、2月15日に国土交通省で行われた都市計画基本問題小委員会では、人口減少に対応する都市づくりの誘導が必要で、当面は全国で増え続け、良好な都市形成に支障を来す空き家・空き地の対策を優先することですが、そういった考え方も基本方向①の[主な施策等の考え方]に記載されており、国の動きにも対応したものとなっています。</p>	<p>本県には、ご指摘のとおり様々な地域に拠点がおり、それぞれの拠点が既存の交通インフラ等によって連携・補完し合って多核連携型の都市構造を形成していると考えています。</p> <p>また、本ビジョンにおいては、ご指摘のような「愛知らしい都市構造のネーミング」はしていませんが、今後、本県においても予測される人口減少・超高齢社会の到来を見据えるとともに、地域によって異なる特性も踏まえ、各拠点における商業、業務、医療、福祉等の都市機能の集約を進め、その周辺及び公共交通の沿線に居住を誘導する、愛知らしい「集約型都市構造への転換」を新たな基本方向として位置づけています。</p> <p>集約型都市構造への転換に向けての課題である空き家・空き地の対策については、居住や都市機能の誘導等にあたり、住宅供給施策との連携・調整を図ることが重要であると考えています。</p>
4	<p>随所に愛知らしい表現があるものの、昨年末に登録が決定したユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台」では、全33件のうち本県が最多の5件であることから、P27の「伝統的な祭り」のところに『ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台」』を記載してはどうでしょうか。</p>	<p>ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台」の登録については、本県にとって名誉あることで、大変喜ばしい出来事であり、本編P14「⑦観光交流の拡大」の内容に追加して記載することとしました。このことは、今後の対流・交流を進める上で推進力となるものと考えていますが、このほかにも愛知県内には、それぞれの地域で特有の伝統的な祭りや民族芸能、歴史的建造物や街並みなど数多く存在しますので、それらを活かしたまちづくりを進めることも重要であると考えています。</p>
5	<p>「2 都市づくりの基本方向」のまとめ方について、基本方向ごとに、タイトル、まとめ（網掛け）があり、その下に、複数の箇条書きの文章があり、最後に[主な施策等の考え方]があります。まとめ（網掛け）と[主な施策等の考え方]の間の箇条書きには、大きく3つの塊がありますが、それぞれに小タイトルがあった方が読み手にはわかりやすいと思います。（1つ目の塊は課題からの分析と思われるが、2つ目の塊と3つ目の塊に重複する箇所があり、違いがわかりにくいいため。）</p>	<p>それぞれの「基本方向のまとめ方」については、ご指摘のように大きく三つの塊で表現するよう工夫しています。まず、一つめの塊では、第1章の「都市づくりの現状と課題」の内容を要約したものを記載、二つめの塊には基本方向の内容を具体的に記載、三つめの塊では基本方向の実現に向けて配慮事項等を記載するよう努めています。</p> <p>ご指摘を踏まえ、それぞれの塊に見出しを追加して記載しました。</p>

No.	御意見の概要	県の考え方
6	<p>地球温暖化の進行は確実なものであり、二酸化炭素の削減に向けてあらゆる場面で、あらゆる人が実際の行動をとることが必要です。基本方向⑤で示されているように「都市を低炭素化」という方向性は賛成です。</p> <p>しかし、第4章の「主な都市計画の基本的考え方」では、「本ビジョンにおける都市づくりの理念・基本方向を踏まえて（P39）」とあるものの、そのあとの第2節や第3節には、「地球温暖化対策」や「都市の低炭素化」といった要素が全く見られません。（ヒートアイランドの記載はありますが、ヒートアイランドと地球温暖化は別の問題です。）</p> <p>是非、基本方向⑤に書かれた方針が都市計画等に反映されるよう、「基本的な考え方」に「地球温暖化対策」や「都市の低炭素化」といった具体的な記述をしていただきたいと思います。</p>	<p>二酸化炭素の多くが都市部で排出されており、集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化や緑地の保全・緑化の推進など「都市の低炭素化」を推進することが重要であると考え、都市づくりの基本方向⑤に位置づけを行いました。</p> <p>一方、ご指摘のとおり、第4章の「主な都市計画の基本的考え方」には、「都市の低炭素化」等の具体的な記述がありませんので、本編P40「土地利用の基本的考え方」の「①暮らしやすく環境に配慮した土地利用の推進」及び本編P44「（2）市街地開発事業の基本的考え方」に「都市の低炭素化」に関する内容を追加して記載しました。</p>